

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年3月7日（平成30年（行個）諮問第36号）

答申日：平成30年6月21日（平成30年度（行個）答申第47号）

事件名：特定月に本人が提出した保有個人情報利用停止請求書の原本等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。このうち、別表の1に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報を「本件請求保有個人情報1」といい、別表の2に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報を「本件請求保有個人情報2」という。）の開示請求につき、本件請求保有個人情報1を保有していないとして不開示とするとともに、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報として、「保有個人情報利用停止請求書（特定年月日1）の写し」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年12月25日付け20171127統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、特定年月日2に、本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者（以下「担当者」という。）から大臣官房調査統計グループ（以下「調査統計グループ」という。）の開示請求に対する文書の探索に係る説明を受けたが、その説明によれば、開示すべき文書の探索は調査統計グループ内で保有する文書のみしか探索はしていないとのことであった。

さらに、その理由を確認したところ、「（審査請求人の）開示請求は個人情報なので他の部門には確認できない（ので省内の他部門に対しての確認等はしなかった）」との説明があったが、この説明によれば、本件に限らず、これまでに審査請求人が経済産業省に対して行った開示請求で、鉱

工業動態統計室が担当課室とされているもの全てが、調査統計グループ内で保有する文書の探索のみしか行っていない違法な開示決定又は不開示決定であったということとなり、とても原処分を容認することはできない。

開示請求に対して、「（一部しか）探索していない」と言われたままで審査請求もせずに泣き寝入りする国民は、審査請求人に限らず、おそらく一人もいないのではないか。

これまで審査請求人が行った他の開示請求案件について、調査統計グループが、情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説明書において、「探索したが他に開示すべき文書はなかった（ので原処分は妥当）」とその正当性を主張した記載そのものが、「虚偽記載」と受け止められても何ら不自然ではない、情報公開制度そのものを愚弄するような開示請求対応であると断じたいと思う。

その後、調査統計グループからは、担当者の発言について、特定年月日3に至るまで、訂正や釈明も含めた説明は一切なく、原処分も調査統計グループの御都合主義により「当該文書を保有していない（不開示部分）」と記した違法な開示決定である疑いが極めて強いため、改めて適法な開示手続を踏んだ文書の探索を、経済産業省全体として行ってもらうため、審査請求を行う。

なお、担当者の特定年月日2の説明については、事前に経済産業省に伝えた録音に、明確に記録されていることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報 を特定し、平成29年12月25日付け20171127統第1号により、原処分を行った。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象保有個人情報を特定し、法18条1項の規定により、保有個人情報の一部を開示する旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

- (1) 別表の「開示請求の対象となる保有個人情報」に掲げた文書のうち、文書1については、別表の「開示・不開示の別、及び不開示とした部分とその理由」に記載した理由により、保有していないため不開示としたものである。
- (2) 存在する文書は、別表の「開示請求の対象となる保有個人情報」に掲げた文書のうち、文書2が全てであり、不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示としたものである。

3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁の探索が不十分とし、存在しているべき本件対象保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分 of 妥当性について検討する。

- (1) 本件請求保有個人情報1については、文書1を特定したが、「20160125統第8号、平成28年1月25日付け」で補正依頼のため、処分庁は「原本(正本)」を請求人宛てに送付しており、当該文書を保有していないことから不開示としたものである。
- (2) 本件請求保有個人情報2については、文書2を特定し、不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示とした。
- (3) 審査請求人は存在しているべき本件対象保有個人情報を開示するよう主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったものの、別表の「開示請求の対象となる保有個人情報」に掲げる文書2以外の存在は確認できなかった。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、「①「特定年月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本」」(本件請求保有個人情報1)及び「②「特定年月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本の写し」」(本件請求保有個人情報2)の開示請求に対し、本件請求保有個人情報1を不存在につき不開示とするとともに、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、開示する原処分を行った。審査請求人は、保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の保有の有無及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件請求保有個人情報1について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件請求保有個人情報1については、

審査請求人が経済産業省に提出した特定の保有個人情報利用停止請求書（以下「別件利用停止請求書」という。）の原本に記録された同人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものと解し、文書1に記録された当該保有個人情報を特定したが、処分庁は、「20160125統第8号、平成28年1月25日付け」にて別表に掲げる文書1を補正依頼のために審査請求人に送付し、本件開示請求日までに当該文書は審査請求人から処分庁に返送されていないとの説明があった。

- (2) 文書1は審査請求人の自宅に送付され、その後も審査請求人から処分庁に返送されていないため、処分庁はこれを保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情は認められないことから、経済産業省において本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求保有個人情報2については、別件利用停止請求書の写しに記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものと解し、本件請求保有個人情報2が記録された文書として、別表に掲げる文書2を特定し、開示した。なお、別件利用停止請求書に係る対応は、専ら、調査統計グループに属する鉱工業動態統計室において行っている。

イ 本件審査請求を受け、改めて本件請求保有個人情報2に該当する情報が記録されている可能性のある行政文書の探索を行ったが、別表に掲げる文書2の外に該当する行政文書の存在を確認することができなかったことから、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報2に該当する情報は保有していない。

- (2) 当審査会において、本件諮問書に添付された文書2を確認したところ、当該文書に記録された保有個人情報は本件請求保有個人情報2に該当するものと認められる。また、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報は保有していない旨の上記(1)イの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報について保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙)

- ①「特定年月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本」
- ②「特定年月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本の写し」

①について

法が行政機関である経済産業省（の長）に対して求めている「個人情報の適切な管理」，その適切な管理の実効性を担保するために経済産業省として定めた経済産業省の内規に反する，審査請求人の自宅に送付したまま違法・不当に放置したままという不作為は，許されざる「不作為」である。ゆえに，当該原本を早急に回収した上での「適法な開示」を求める。

同時に，経済産業省告示第102号（平成17年4月1日）により経済産業省が定めた開示の方法にのっとり「適法な開示（写しの交付及び閲覧）」を求める。

②について

経済産業省が保有している上記原本の写し（PDF）は，複写することを審査請求人の了承はもちろんのこと，審査請求人に事前の連絡や打診をすることもなく複写されたものであることに加え，既に当初の複写の目的とされる利用停止請求に係る電子決裁のためという複写の目的は終えていたにもかかわらず，その写しを保有し続けていることを審査請求人に教示することもなく，複写が存在していることを知るはずもない審査請求人からの開示請求に対して，当該複写を用いることを経済産業省の決裁文書にすら記さずに，開示に用いたという論外ともいうべき目的外利用が平然と行われたことは，法並びに経済産業省の内規に反する，許されざる「行為（作為）」である。

今後再び，このような審査請求人の個人情報に係る違法・不当な行為が行われることがないように，当該複写（PDF）の廃棄等，法及び経済産業省の内規にのっとり「適法・適切な処理・処分」を行った上での「適切な対応・意思決定」を求める。

(別表)

通 番	開示請求書に記載された開示を請求する保有個人情報	開示請求の対象となる保有個人情報	開示・不開示の別、及び不開示とした部分とその理由
1	①「特定年月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本」	文書1 「保有個人情報利用停止請求書（特定年月日1）の原本」	不開示（全部を開示しない） 理由：開示請求の対象保有個人情報である「保有個人情報利用停止請求書（特定年月日1）の原本」については、「20160125統第8号，平成28年1月25日付け」で補正依頼のため本件該当文書を請求人宛に送付しており，当該文書を保有していないことから不開示とした。
2	②「特定年月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本の写し」	文書2 「保有個人情報利用停止請求書（特定年月日1）の写し」	全部開示（不開示とした部分はなし）